

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第5区分
 【発行日】平成23年1月27日(2011.1.27)

【公開番号】特開2009-137498(P2009-137498A)
 【公開日】平成21年6月25日(2009.6.25)
 【年通号数】公開・登録公報2009-025
 【出願番号】特願2007-317372(P2007-317372)
 【国際特許分類】

B 6 1 L 25/02 (2006.01)
 G 0 1 C 21/00 (2006.01)
 G 0 8 G 1/00 (2006.01)
 G 0 6 Q 50/00 (2006.01)
 G 0 9 B 29/00 (2006.01)
 G 0 9 B 29/10 (2006.01)

【F I】

B 6 1 L 25/02 A
 G 0 1 C 21/00 Z
 G 0 8 G 1/00 Z
 G 0 6 F 17/60 1 1 2 Z
 G 0 9 B 29/00 A
 G 0 9 B 29/10 A

【手続補正書】
 【提出日】平成22年12月7日(2010.12.7)

【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【特許請求の範囲】

【請求項1】

経路探索システムであって、
 交通機関の路線を表す経路網情報を格納する経路網情報格納部と、
 出発地と、目的地と、前記路線のうち前記出発地から前記目的地に至るまでの間に利用すべき指定路線区間と、のを受け取ると、
 所定の条件が満たされた場合に、前記経路網情報を参照し、前記出発地と前記目的地と前記指定路線区間とに基づいて、前記出発地から前記目的地に至る経路であって、前記指定路線区間の少なくとも一部を含む経路の情報を準備する経路探索部と、
 前記経路を出力する出力部と、を備える経路探索システム。

【請求項2】

請求項1に記載の経路探索システムであって、
 前記出力部は、利用券の乗車駅である第1の駅と、前記利用券の降車駅である第2の駅と、のを促す駅入力画面を表示することができ、
 前記入力部は、前記指定路線区間のの少なくとも一部として、前記第1の駅と前記第2の駅とのを受け取り、
 前記経路探索部は、前記所定の条件が満たされた場合に、前記経路として、前記指定路線区間を含む経路の情報を準備する、経路探索システム。

【請求項3】

請求項1または2に記載の経路探索システムであって、

前記出力部は、前記出発地から前記目的地に至る経路の駅において、滞在を希望する駅の滞在時間の入力を促す滞在時間入力画面を表示することができ、

前記入力部は、前記滞在時間の入力を受け取ることができ、

前記経路探索部は、前記滞在時間に基づいて、前記滞在時間以上の時間だけ前記滞在を希望する駅に滞在できるような前記経路を準備する、経路探索システム。

【請求項 4】

請求項 1 ないし 3 のいずれかに記載の経路探索システムであって、

前記経路網情報は、前記路線の駅において、ユーザが利用できる施設の情報を含み、

前記経路探索部は、前記経路において前記交通機関の輸送手段が止まる停止駅の前記施設の情報を含み前記経路の情報を準備し、

前記出力部は、前記停止駅の前記施設の有無の表示とともに、前記経路を表示することができる、経路探索システム。

【請求項 5】

経路探索方法であって、

(a) 出発地と、目的地と、交通機関の路線のうち前記出発地から前記目的地に至るまでの間に利用すべき指定路線区間と、の入力を受け取る工程と、

(b) 所定の条件が満たされた場合に、前記交通機関の路線を表す経路網情報を参照し、前記出発地と前記目的地と前記指定路線区間とに基づいて、前記出発地から前記目的地に至る経路であって、前記指定路線区間の少なくとも一部を含む経路の情報を準備する工程と、

(c) 前記経路を出力する工程と、を備える方法。

【請求項 6】

コンピュータにおいて実行されることにより経路の探索を行うコンピュータプログラムであって、

出発地と、目的地と、交通機関の路線のうち前記出発地から前記目的地に至るまでの間に利用すべき指定路線区間と、の入力を受け取る第 1 の機能と、

所定の条件が満たされた場合に、前記交通機関の路線を表す経路網情報を参照し、前記出発地と前記目的地と前記指定路線区間とに基づいて、前記出発地から前記目的地に至る経路であって、前記指定路線区間の少なくとも一部を含む経路の情報を準備する第 2 の機能と、

前記経路を出力する第 3 の機能と、を前記コンピュータに実現させる、コンピュータプログラム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 4】

また、前記出力部は、さらに、利用券の乗車駅である第 1 の駅と、前記利用券の降車駅である第 2 の駅と、の入力を促す駅入力画面を表示することができることが好ましい。

そして、前記入力部は、前記指定路線区間の入力の少なくとも一部として、前記第 1 の駅と前記第 2 の駅との入力を受け取ることが好ましい。

さらに、前記経路探索部は、前記所定の条件が満たされた場合に、前記経路として、前記指定路線区間を含む経路の情報を準備することが好ましい。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 5】

このような態様とすれば、利用券の使用を前提とした経路を探索することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

前記出力部は、さらに、前記出発地から前記目的地に至る経路の駅において、滞在を希望する駅の滞在時間の入力を促す滞在時間入力画面を表示することができることが好ましい。

前記入力部は、前記滞在時間の入力を受け取ることができることが好ましい。

前記経路探索部は、前記滞在時間に基づいて、前記滞在時間以上の時間だけ前記滞在を希望する駅に滞在できるような前記経路を準備することが好ましい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

このような態様とすれば、ユーザは、出発地から前記目的地に至る経路の駅において、たとえば買い物をしたり食事をしたりするために滞在する時間も含めて、移動の予定を知ることができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0044

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0044】

前記経路網情報は、前記路線の駅において、ユーザが利用できる施設の情報を含むことが好ましい。

前記経路探索部は、前記経路において前記交通機関の輸送手段が止まる停止駅の前記施設の情報を含む前記経路の情報を準備することが好ましい。

前記出力部は、前記停止駅の前記施設の有無の表示とともに、前記経路を表示することができることが好ましい。